

すべての人々のための住環境整備プロジェクト

ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる
特定建築物の建築の促進に関する法律」

の改正に向けた提案

特定非営利活動法人 市民がつくる政策調査会

目次

まえがき	1
提案要旨	2
現状の課題	4
提 案	5
参考資料	
社会資本整備審議会答申（抜粋）	8
現行法・政省令	14

まえがき

これまで、障害者やその支援者による市民運動や、社会参加のための活動、実態調査をふまえた研究などをもとに、国や自治体また事業者などへの要望・提案等が多く行われてきました。また一方で高齢化社会を迎えるにあたり、その対策などが国や自治体をはじめ民間研究機関などでも、検討・提案されてきました。

このような背景のもと、この10年では「高齢社会対策基本法」をはじめ「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。「障害者基本法」においては、すでに1970年代に制定されていました。しかし、現在の状況を見てみると車いすを使用したり、視覚に障害をもつ人が自由にひとりで安全に移動したり、さまざまな施設を利用したりできる状況ではなく、社会への参加が制限されています。その原因として、バリアに対する人々の知識や意識などもあげられますが、政策的・制度的な課題が大きいものと思われま

す。そこで本プロジェクトでは「交通バリアフリー法」制定にも関わったメンバーを中心に、住環境についての法制度を含めた政策提案を行い、その課題を解決することを目的として設置しました。当面の検討テーマとして「ハートビル法」改正をあげ、研究者へのヒアリングや国土交通省担当者との意見交換などを行い、改正に向けた提案として本報告書を作成するに至りました。不十分な点もあるかと思いますが、今後のまちづくり政策に少しでも役立つ事ができれば幸いです。

なお、本プロジェクトを進めるにあたりご協力またご助言等いただきました、東洋大学助教授の高橋儀平さん、国土交通省住宅局建築指導課の方々、衆議院議員津川祥吾さん、奥田建さん及び関係者の方々など多くの皆さまに感謝いたします。

今後も、住環境に関わる制度的課題について検討し、さらなる提案ができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2002年 2月25日
すべての人々のための住環境プロジェクト
メンバー一同



1．対象者の範囲が狭い

本法律の名称は「高齢者、身体障害者等が・・・」となっており、高齢者と身体障害者が主な対象とされています。このような対象の限定により、その他の移動に制約を受ける方々や施設（建築物）の利用が不自由な方々、例えば妊産婦やこども、また知的障害者の方々などに対する整備や情報提供などが不足しています。

また、老人福祉施設・児童福祉施設・スポーツセンター・記念館等でも、床面の敷物が剥がれるなどを理由として車椅子や電動車椅子の利用を制限（断られる）されたり、ホテル・旅館等では盲導犬・介助犬・聴導犬などと同伴での宿泊について、制限（断られる）されるケースも多いのが現状です。

2．対象建築物の範囲が狭い

本法律では、デパートやホテルなど不特定多数の者が利用する施設（建築物）を特定建築物としてその対象としています。さらに、そのうち2千㎡以上の施設（建築物）に関しては、基礎的基準にもとづき都道府県知事は指導、助言をすることができるとしています。しかし、現行法では対象となる施設（建築物）である特定建築物に、学校や職場（事業所や工場など）などの施設（建築物）は特定建築物に位置付けられておらず、そのバリアフリー化が促進されていないのが現状です。また、特定建築物の面積規定が大きく小規模な施設（建築物）が対象となっていないため、公共施設においても利用できないものも少なくありません。

さらに、出入口や階段、トイレなどの整備のみで利用可能となる施設（建築物）も多ありますが、例えばホテルや旅館など宿泊を利用の目的とする施設（建築物）では、その本来の利用目的である客室の整備が法的に求められていません。また、対象となる建築物の規模が一定であることから、小規模なスーパーマーケット（コンビニエンスストア含む）や銀行などが利用できないなど、本法の本来の目的から見ると首をかしげざるを得ない部分も多く見受けられます。

3．努力義務では進まない

本法律は、対象となる特定建築物の新築の場合においても、すべてが努力義務とされていることから、予算補助や融資の支援が行われるにも関わらず認定建築物の促進がなされていないのが現状です。交通バリアフリー法でも、新築または大規模な改修等が行われる駅などでは、そのバリアフリー化が義務化されている事から見ると、同じ国土交通省の所管でありながら、政策の整合性に疑問が残ります。

提 案

1．改正の目的

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」は施行後すでに7年を経過していますが、いまだ多くの施設（建築物）は移動に制限を受ける方などが円滑に利用できないのが現状です。また、昨年「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、特に重点整備地区（駅周辺など）の交通関連施設はもとより通路や道路等のバリアフリー化が促進されることと思います。しかし、通路や道路等は移動経路であり、その移動の目的である施設（建築物）の利用が可能になっていないと、何のための移動経路の整備かが問われることとなります。

すべての人々が同様に施設（建築物）の利用や使用が円滑に行うことができるようその整備を促進し、日常生活または社会生活に制限を受ける事無く、社会への参加が促進されることを目的として本法の改正を提案します。

2．対象者の範囲拡大

現在、主な対象者を高齢者や身体障害者に限定していますが、移動や利用に制限のあるすべての人々を対象者とし、その範囲を拡大することを提案します。こども、妊産婦やけが人など一時的（一定期間）な移動や利用に制限を受ける人々、知的障害者なども対象とすべきだと考えます。また、特定建築物の建築のみではなく情報の提供などソフト面に関する事項についても位置付け、円滑に利用できるような措置を講じるよう定めるべきだと考えます。

*「情報のバリアフリー化」についても明記します。

3．対象建築物の範囲拡大と義務化

現行法では対象施設（建築物）とされていない学校や、一定規模以上の職場（事業所や工場など）などの施設（建築物）も対象とし、新築及び改築においてはそのすべてを義務とすることを提案します。学校施設（建築物）では、現在利用に制限を受けている児童や保護者などが円滑に利用できることにより教育機会等の提供を促進するとともに、災害時等も円滑に利用できるよう整備することが必要だと考えます。また、職場（事業所や工場など）については、障害者雇用促進法によって障害者の雇用率が設定されている一方で、建築物においてその受け皿となるべき整備が求められていないのは政策の整合性の観点から問題があります。面積または就業人数等が一定以上の職場（事業所や工場など）について基本的な整備レベルを定めた上、企業に過大な負担とならない範囲で適切な配慮を行う旨の規定を設けて職場環境の整備を促し、社会参加の促進のための環境づくりを行うことが必要だと考えます。また、介護老人保健施設や社会福祉施設などについての整備も含まれるべきだと考えます。

*「学校および事業所、工場、福祉関連施設で政令で定める建築物」を特定建築物としま

す。

4．新築施設（建築物）等に対する整備の義務化

および既存施設（建築物）の整備促進

公共施設（建築物）においては新築及び改築の施設（建築物）の義務化はもとより、既存施設（建築物）については市町村による整備計画の策定により、その整備を促進することを提案します。

また、「交通バリアフリー法」にもとづく重点整備地区内の特定建築物は、民間施設においても新築施設（建築物）については義務化し、既存施設（建築物）については公共施設と同様に市町村による整備計画の策定により、その整備を促進することを提案します。

* 建築主が国（大臣）及び都道府県（知事）、区市町村（長）の建築物および民間建築物のうちその建築に何らかの公的資金による支援を受けている建築物は、新築においては面積に関係なく義務化し、既存建築物においては計画（特定整備計画（仮称））をもって整備を促進することとします。

* 交通バリアフリー法にもとづく市町村が定める重点整備地区内に位置する特定建築物については、新築においては面積に関係なく義務化し、既存建築物においては計画（特定整備計画（仮称））をもって整備を促進することとします。

5．基準の見直し・用途別基準の設定

現行法で定められている基礎的基準および誘導的基準については、対象建築物の拡大ならびに基礎的基準にもとづき都道府県知事が指導、助言をすることができる面積の縮小により、その見直しを行うことを提案します。その場合、例えばホテルや旅館や病院等、滞在型の用途における滞在に使われる部屋においては、全滞在室のうち一定の割合の部屋について円滑に利用できるよう整備を行うことを求めるなど、用途別による量的基準の設定を付加することを提案します。

また、施設整備の本来の目的に立ち返り、盲導犬、介助犬等を伴った利用を含んで、すべての利用者を選別、拒否しないという精神を確認する一文を加えることを提案します。

さらに、小規模なスーパーマーケット（コンビニエンスストア含む）や銀行などについては、対象規模の規定から除外して利用目的達成に必要な最低限の基準を設け、円滑化の促進に努めるよう提案します。

* 政省令等の改訂

6．市町村による（仮称）特定整備計画の策定

先にも示しましたが、交通バリアフリー法では市町村により重点整備地区に関しまして、当事者をはじめとする市民の参画のもとに関係者等との検討の上で基本構想を定めることとしています。ハートビル法においても、区域内の公共施設の整備や重点整備地区内の特

定建築物に関する「(仮称)特定整備計画」を、利用者をはじめとする市民の参画のもとに定め、その整備を促進することを提案します。

* 市町村長は、区域内の公共特定建築物および交通バリアフリーに基づく重点整備地区内の特定建築物の整備を促進するため、「(仮称)特定整備計画」を策定しなければならないこととします。

7．住宅の整備

ハートビル法によっていくら特定建築物の整備が進んだとしても、住宅が整備されないと社会生活の根本が確立しません。特に共同住宅についての規定を含むよう、提案します。

* 「共同住宅」を特定建築物とします。

8．地方自治体の自由度

基本的な整備規準は国全体で統一されるとしても、各地方の事情や特性を反映して地方自治体が独自に対象建築物の拡大や対象規模の強化、規準の上乗せをできるような柔軟性を持たせることを提案します。

「すべての人々のための住環境整備」検討プロジェクト

メンバー

- 今福 義明 (アクセス東京)
今西 正義 (全国頸髄損傷者連絡会)
大須賀 郁夫 (わかこま自立生活情報室)
上 蘭 和隆 (障害者総合情報ネットワーク)
川内 美彦 (アクセスプロジェクト)
北川 博巳 (東京都老人総合研究所)
金 政玉 (DPI権利擁護センター)
梶坂 英樹 (民主党政調査会)
樋口 恵子 (全国自立生活センター協議会)
三澤 了 (DPI日本会議)
小林 幸治 (市民がつくる政策調査会) - 事務局

ハートビル法「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律」の改正に向けた提案

発行日：2002年 3月10日

発行：特定非営利活動法人 市民がつくる政策調査会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 第7 麹町ビル 66号

TEL:03-5226-8843 FAX:03-5226-8845

E-mail:shimin@c-poli.org URL:<http://www.c-poli.org>

定価：200円